

令和 6 年度

「 新入社員基礎研修 」

別 紙

2024 年 4 月

一般社団法人 日本旅行業協会
研修・試験部

(禁無断転載)

目 次

<別紙－ 1 >

募集型企画旅行契約の部・受注型企画旅行契約の部（適用範囲）

「この約款に定めのない事項について」（第 1 第 1 項関係）＝例＝・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

<別紙－ 2 >

募集型企画旅行契約の部 別表第 1 「取消料」（第 16 第 1 項関係）

- 1 国内旅行に係る取消料・・ 3
- 2 海外旅行に係る取消料・・ 4

<別紙－ 3 >

受注型企画旅行契約の部 別表第 1 「取消料」（第 16 第 1 項関係）

- 1 国内旅行に係る取消料・・ 5
- 2 海外旅行に係る取消料・・ 6

<別紙－ 4 >

特別補償規程

「企画旅行参加中」について（第 2 条第 2 項関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

<別紙－ 5 >

特別補償規程

「離脱」について（第 2 条第 2 項後段関係）＝例＝・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

<別紙－ 6 >

特別補償規程

- 1 「補償金等」について（第 6 条～第 9 条、第 19 条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 「補償金等を支払わない場合」について（第 3 条～第 5 条の 2、第 17 条、第 17 条の 2 関係）
・・ 9

<別紙－ 7 >

旅程保証 別表第 2 「変更補償金」

「変更補償金の支払いが必要となる変更」（募集型 第 29 条、受注型第 30 条第 1 項関係）・・・・ 10

<別紙—1>

【募集型企画旅行契約の部・受注型企画旅行契約の部（適用範囲：第1条）】

～ 「この約款に定めのない事項」について（第1項関係）<例> ～

1 パンフレットに記載の取消料（宿泊を伴う国内旅行）

取 消 日	取消料
(1) 次項以外の募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合（口からホにまでに掲げる場合を除く。） （以下「略」。）	旅行代金の20%

2 パンフレットに、上記のような記載のある募集型企画旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日の前日（取消料が不要となる最終日）が営業所の休業日である場合の考え方

3 次のような場合

2024年

9/13 9/14 9/15 9/16 9/17 9/18
(金) (土) (日) (月・祝) (火) (水)

※20日目に
当る日

営 業 所 休 業 日

4 (期間の計算)

民法第141条(期間の満了) 期間は、その末日の終了をもって満了する。

民法第141条の規定をそのまま当てはめると、上記の場合9月14日(土)までは取消料がかからず、9月15日から取消料20%がかかることになる。

しかしながら、取消料が不要となる最終日が営業所の休業日である場合は、民法第142条(期間の満了の例外)「期間の最終日が日曜日、祝日、その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間はその翌日で満了とする。」という規定が適用される。

5 民法 142 条を適用した結果、翌営業日（9 月 17 日）まで取消料は不要となり、9 月 18 日から取消料が 20%かかることになる。

2024 年

9/13
(金)

9/14
(土)

9/15
(日)

9/16
(月・祝)

9/17
(火)

9/18
(水)

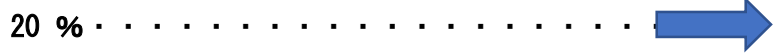
※20 日目に
当る日

営 業 所 休 業 日

0 %



20 %



<参考：パンフレット等に営業日・営業時間を表示する根拠>

（「弁済時間」に関する「民法」の規定）

民法第 484 条第 2 項 法令又は慣習により取引時間の定めがあるときは、その時間内に限り
弁済をし、又は弁済の請求をすることができる。

<別紙－ 2 >

募集型企画旅行契約の部 別表第 1 「取消料」(第 16 条第 1 項関係)

1 国内旅行に係る取消料

区 分	取 消 料
(1) 次項以外の募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目（日帰り旅行にあつては 10 日目）に当る日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。） ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当る日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。） ハ 旅行開始日の前日に解除する場合 ニ 旅行開始日当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。） ホ <u>旅行開始後</u> の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 20%以内 旅行代金の 30%以内 旅行代金の 40%以内 旅行代金の 50%以内 旅行代金の 100%以内
(2) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行	当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考 (1) 取消料の金額は、契約書面に明示します。 (2) 本表の適用に当って「 <u>旅行開始後</u> 」とは、別紙特別補償規程第 2 条第 3 項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

2 海外旅行に係る取消料

区 分	取 消 料
(1) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ 旅行開始日が <u>ピーク時</u> の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日に 当る日以降に解除するとき（ロからニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 10%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当る日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場 合を除く。）	旅行代金の 20%以内
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 50%以内
ニ <u>旅行開始後</u> の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内
(2) 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当る日以降に解除する場合（ロからニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当る日以降に解除する場合（ハからニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 50%以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当る日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 80%以内
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当る日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内
(3) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
注 「 <u>ピーク時</u> 」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。	
備考 (1) 取消料の金額は、契約書面に明示します。 (2) 本表の適用に当って「 <u>旅行開始後</u> 」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

<別紙－3>

受注型企画旅行契約の部 別表第1 「取消料」(第16条第1項関係)

1 国内旅行に係る取消料

区 分	取 消 料
(1) 次項以外の受注型企画旅行契約	
イ <u>ロからへまでに掲げる場合以外の場合(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。)</u> ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあつては10日目)に当る日以降に解除する場合(ハからへまでに掲げる場合を除く。) ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当る日以降に解除する場合(ニからへまでに掲げる場合を除く。) ニ 旅行開始日の前日に解除する場合 ホ 旅行開始日当日に解除する場合(ホに掲げる場合を除く。) ヘ <u>旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合</u>	<u>企画料金に相当する金額</u> 旅行代金の 20%以内 旅行代金の 30%以内 旅行代金の 40%以内 旅行代金の 50%以内 旅行代金の100%以内
(2) 貸切船舶を利用する受注型企画旅行	当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考 (1) 取消料の金額は、契約書面に明示します。 (2) 本表の適用に当って「 <u>旅行開始後</u> 」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

2 海外旅行に係る取消料

区 分	取 消 料
(1) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ <u>ロからニまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）</u>	<u>企画料金に相当する金額</u>
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当る日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 20%以内
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 50%以内
ニ <u>旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合</u>	旅行代金の100%以内
(2) 貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約	
イ <u>ロからホまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）</u>	<u>企画料金に相当する金額</u>
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当る日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 20%以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当る日以降に解除する場合（ニ及びホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 50%以内
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当る日以降に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 80%以内
ホ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当る日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(3) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考 (1) 取消料の金額は、契約書面に明示します。 (2) 本表の適用に当って「 <u>旅行開始後</u> 」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

<別紙－４>

特別補償規程

「企画旅行参加中」について（第２条第２項関係）

日程に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始したときから、最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了したときまで」とは

		企画旅行の始期	企画旅行の終期
添乗員又は係員等が 受付・解散の告知を行う場合		受付完了時	解散を告げた時
受付・解散の告知が行われない場合	①	最初、最後の運送・宿泊機関等が航空機の時	乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物の検査等の完了時
	②	最初、最後の運送・宿泊機関等が船舶の時	乗船手続の完了時
	③	最初、最後の運送・宿泊機関等が鉄道の時	改札の終了時 (改札がないときは列車乗車時)
	④	最初、最後の運送・宿泊機関等が車両・バス・タクシーの時	乗車時
	⑤	最初、最後の運送・宿泊機関等が宿泊施設の時	施設への入場時
	⑥	最初、最後の運送・宿泊機関等が宿泊施設以外のその他の施設の時	利用手続終了時

<別紙－ 5 >

特別補償規程

「離脱」について（第2条第2項後段関係）＝例＝

募集型企画旅行（ニューヨーク7日間）

日次	日	程
1	東京発	→ ニューヨーク着 (ニューヨーク泊)
2	終日	、ニューヨーク市内観光・昼食付 (ニューヨーク泊)
3	終日	、フリータイム (ニューヨーク泊)
4	終日	、フリータイム (ニューヨーク泊)
5	終日	、フリータイム (ニューヨーク泊)
6	ニューヨーク発	→ (機中泊)
7		東京着

① 市内観光に参加せず終日自由行動し、夕方ホテルに戻る

② ボストンに行き、友人と会い夕方ニューヨークに戻る

③ ボストンに行き、友人と会い、友人宅に宿泊し、翌日夕方ニューヨークに戻る

④ 最終日、ツアーに復帰の予定なく離脱し、自分で勝手に行動し、帰国する場合

①の場合：当社があらかじめ定めた行程（終日ニューヨーク市内観光・昼食付）から離脱するので、離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ていたときは、「企画旅行参加中」として、その間は特別補償の対象となる。

②の場合：当社があらかじめ定めた行程（フリータイム）に、自由行動しているだけなので、自由行動時間中は、「企画旅行参加中」として特別補償の対象となる。

③の場合：当社があらかじめ定めた行程（ニューヨーク泊）から離脱するので、離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ていたときは、「企画旅行参加中」として、その間は特別補償の対象となる。

④の場合：復帰の予定なく離脱したときは、その離脱した時から後は「企画旅行参加中」とはせず、特別補償の対象とならない。

<別紙－6>

特別補償規程

1 「補償金等」について（第6条～第9条、第19条関係）

補償金等の種類		補償金等の支払い条件	補償金等の支払額			
（害傷体身）	①	死亡補償金	旅行者が、企画旅行参加中の事故により傷害を被り、事故の日から180日以内に死亡したとき	国内旅行 1,500万円	海外旅行 2,500万円	
	②	後遺障害補償金	旅行者が、企画旅行参加中の事故により傷害を被り、事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき	後遺障害の程度に応じて、死亡補償金の3～100%		
	③	入院見舞金	旅行者が、企画旅行参加中の事故により傷害を被り、平常の業務に従事すること又は平常の生活ができなくなり、かつ入院した場合、あるいは特別補償規程別表第3に定める状態にあって、医師の治療を受けている場合、その状態にある日数	入院日数	見舞金	
					国内旅行	海外旅行
				180日以上	20万円	40万円
90日以上 180日未満				10万円	20万円	
④	通院見舞金	旅行者が、企画旅行参加中の事故により傷害を被り、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院が3日以上になった場合	通院日数	見舞金		
				国内旅行	海外旅行	
			90日以上	5万円	10万円	
			7日以上 90日未満	2.5万円	5万円	
		3日以上 7日未満	1万円	2万円		
（章五第）	⑤	携帯品損害補償金	旅行者が、企画旅行参加中の事故により、その所有の身の回り品に損害を被ったとき	損害を被った携帯品の時価又は修理に要する費用のうちいずれか安いほうの金額、かつ15万円を限度として補償、ただし、損害額の合計が3,000円以下のときは、支払わない。		

2 「補償金を支払わない場合」について（第3条～第5条の2、第17条、第17条の2関係）

身体障害	携帯品損害
<ul style="list-style-type: none"> 旅行者が公序良俗に反する行為を行ったことによるもの 地震・噴火・津波が原因によるもの（国内旅行のみ） 旅行者が危険な運動を行っている間に生じたことによるもの 暴排条項に該当することとなったとき（支払わないことがある。） 手術費用、入院費用 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 置き忘れ、紛失貴重品等 同左 現金、貴重品等

<別紙－ 7 >

旅程保証 別表第 2 「変更補償金」

(募集型 第 29 条第 1 項、受注型 第 30 条第 1 項関係)

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級又は設備のそれを下回った場合に限りです。）	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトルの中に記載があった事項の変更（※注）	2.5	5.0

（※注） 受注型企画旅行契約の部については、第 9 号の規定はない。

- 注 1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
- 注 2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき 1 件として取り扱います。
- 注 3 第 3 号又は第 4 号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1 泊につき 1 件として取り扱います。
- 注 4 第 4 号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注 5 第 4 号又は第 7 号若しくは第 8 号に掲げる変更が 1 乗車船等又は 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船等又は 1 泊につき 1 件として取り扱います。
- 注 6 第 9 号に掲げる変更については、第 1 号から第 8 号までの率を適用せず、第 9 号によります。